

第1号様式

法令適用事前確認手続 (照会書)

平成18年1月19日

航空局技術部 航空機安全課長 殿

照会者名

有限会社 エアロカ・ハイブレーション・コントロールズ

代表取締役 安藤隆幸

住所

神奈川県横浜市都筑区早渕一丁目4番2号 E-1

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

航空法 第16条 (修理改造検査) 第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

ポータブル型オーディオ機器を、耐空証明のある小型飛行機<sup>(\*)</sup>において、機内の快適性向上を目的として使用することを検討しております。装置概要を別紙1に示します。

(\*) 航空法施工規則付属書で規定する耐空類別A類、U類、N類の飛行機

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

2項に示す装置の使用は、航空法第16条の適用外と考えております。

1) 本装置の電源は、機体のシガー・ソケットから取得する。

2) 本装置は、マジック・テープなどを用いて固定する。(容易に脱着可能)

3) 上記1)及び2)の行為は、航空法第16条において、国土交通省令で定める範囲の修理又は改造に該当しないため、問題ない。

4. 公表の延期の希望 (希望する場合のみ)

なし

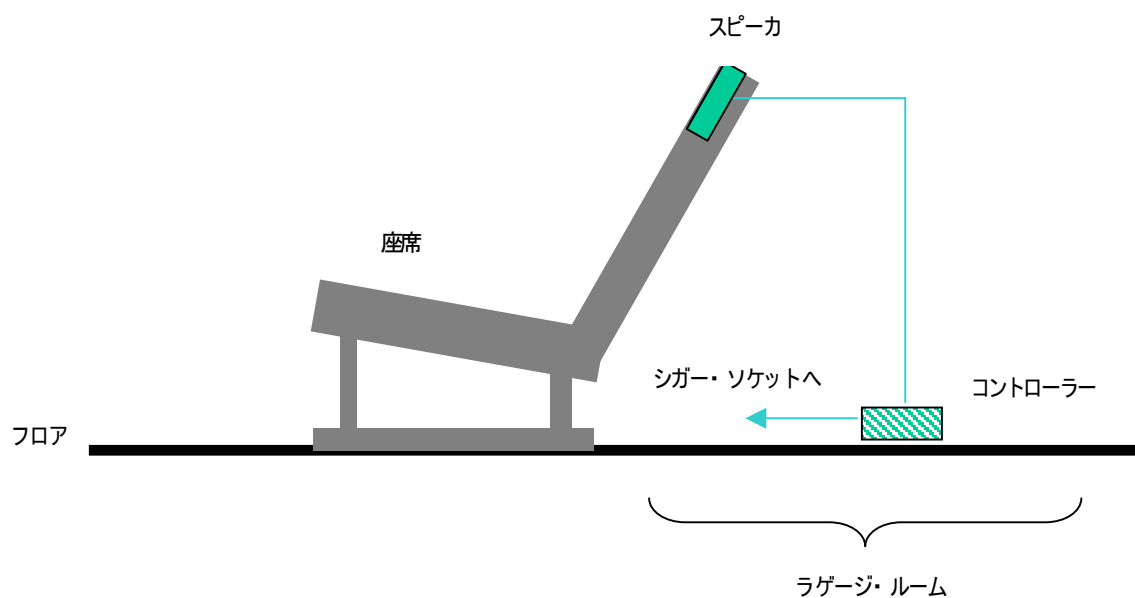
5. 連絡先

有限会社 エアロカ・ハイブレーション・コントロールズ

代表取締役 安藤隆幸

住所 神奈川県横浜市都筑区早渕一丁目4番2号 E-1

電話 045-591-8381



- 機内空間において生ずる低周波騒音をマイクロフォンで感知し、それを低減するための音をコントローラーが計算します。
- 計算された音はスピーカから出力され、それによって機内の快適性が向上します。
- 本装置が有効な対象周波数は上限約400ヘルツと極めて低く、それ以上の周波数である人の声やラジオの音声には影響を及ぼしません。

### 装置概要